

入札説明書

佐賀県警察高度情報通信ネットワークシステム電気通信回線契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければなりません。この場合において、当該仕様について疑義がある場合は、公告３の(1)に掲げる者に説明を求めることができます。

なお、入札後、条件等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

記

1 契約業務の内容

「佐賀県警察高度情報通信ネットワークシステム電気通信回線仕様書（本部出先機関・警察署・交番・駐在所用）」のとおり（以下「仕様書」という。）

2 仕様書の交付場所

佐賀市松原一丁目１番16号

佐賀県警察本部警務部情報管理課電算運用係

電話 0952-24-1111

3 入札参加資格確認について

入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付し、公告に定められた期限内に提出してください。

提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。また、書類審査のほか、必要により入札参加者、業務従事予定者等に対する面接の方法等による確認を行うことがあります。

なお、入札参加資格確認申請書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退書を書面で提出してください。

4 入札参加資格確認申請書に添付する書類等

(1) 営業概要書

(2) 同種同規模業務の履行実績調書及びその契約書並びに履行が確認できる書類の写し

(3) 誓約書

(4) 電気通信事業法第9条に規定する登録事業者であることを証する書類の写し

(5) 日本国内における本契約と同種の電気通信回線に係る提供役務の受注実績が確認できる書類の写し

※ 書類の内容が(2)の書類の内容に包含される場合は省略することができます。

(6) 情報セキュリティの確保、管理を適正かつ厳正に遵守するための社内規程の写し

5 入札方法等

(1) 入札方法

入札を郵送で行う場合は、「佐賀県警察高度情報通信ネットワークシステム電気通信回線契約入札書在中」と表書きし、それを別の封筒に入れ、表面に「佐賀県警察高度情報通信ネットワークシステム電気通信回線契約入札書在中」と記載して、簡易書留で郵送（令和７年10月２日（木）午後５時までに公告３(1)の部局に必着）してく

ださい。

(2) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上に相当する金額を納付してください。ただし、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第3項第1号又は第3号に該当するときは免除します。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債

額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債

額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形

券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権
債券証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証
その保証する金額

ウ 入札保証金は、落札者以外については入札終了後、落札者については契約締結後に返還します。

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上に相当する金額を納付してください。ただし、規則第115条第3項第1号又は第4項に該当するときは免除します。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、(2)のイの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(4) 不落の場合

入札で不落となった場合は、再度入札を行います。再入札は2回まで（最初の入札を含め3回まで。）を限度とします。ただし、郵送により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合の再度入札は、後日、改めて行います。

(5) 留意事項

ア 代理人が入札する場合は、入札書に会社の所在地、会社の商号又は名称及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しなければなりません。

イ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、二重線を引いて

ください。

なお、入札金額は訂正できません。

6 仕様書等に対する疑義について

入札説明書、仕様書等に対して疑義がある場合は、令和7年8月28日（木）午後5時までに公告3の(1)の部局に説明を求めることができます。疑義について公告3の(1)に掲げる部局の担当者が令和7年9月4日（木）までに回答することとします。

7 支払いの方法

回線使用料は当月分を翌月に、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします。

8 その他

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 個人情報の保護に関する法律を遵守しなければなりません。
- (3) 契約時に、「個人情報の管理体制等報告書」を提出していただきます。
- (4) 再委託を禁止します。ただし、業務の一部について書類により承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (5) この契約による業務を処理するために知り得た情報については、他に漏らしてはいけません。
- (6) この契約の締結後において、翌年度以降のこの契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約解除ができるものとします。